

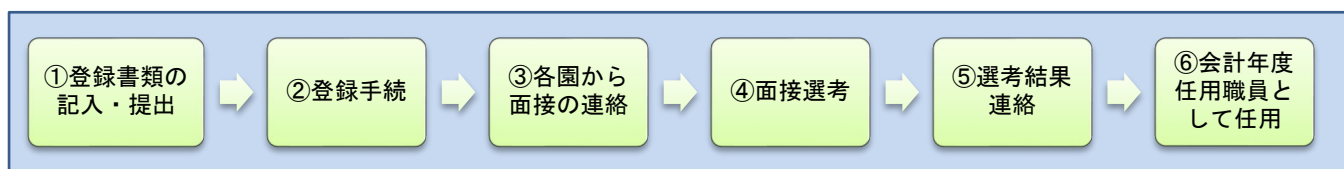
令和 8 年度採用

鶴見区 市立保育所会計年度任用職員 保育所スタッフ（日額職）登録制度募集案内

市立保育所で働いていただける会計年度任用職員（保育所スタッフ）について、令和 8 年度採用分を募集します。会計年度任用職員（保育所スタッフ）は、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、任用が必要になった職について、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。（年度当初の任用のほか、年度途中にも任用を行います。）

市立保育所の会計年度任用職員（保育所スタッフ）の登録を希望される方は、下記をご確認のうえ、登録書類をご提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



（１）登録書類（※会計年度任用職員（日額職）登録用紙）に必要事項を記入のうえ、下記の申込み先に持参又は郵送で提出してください。

【申込先】鶴見区役所こども家庭支援課 又は 勤務希望の保育園

（２）申込先で登録手続きを行います（任用希望登録の有効期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。）。

（３）各市立保育所の求人の状況に応じて、登録者の中から面接選考の実施についてお知らせします。※登録期間中、必要に応じて随時選考を行います

（４）面接選考を実施します。（任用が必要になった職について、改めてその職の勤務条件についてお伝えしたうえで、選考を行います。）

（５）選考実施後、選考の結果を連絡します。

（６）選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

- ・登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、各園の求人の条件に合わない場合には、面接の連絡は行いません。

2 応募資格

・採用までの間において学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）第 2 条第 8 項の特定性犯罪事実該当者でない方

・採用までの間において同法に基づきこども家庭庁に戸籍情報を提出することができる方

※そのほか、希望する職によっては、資格要件を必要とします（別紙、登録募集職種一覧参照）

3 職種、勤務条件等

(1) 職種

別紙、登録募集職種一覧参照

- ① 保育所保育士スタッフ
- ② 保育所保育補助スタッフ
- ③ 保育所調理員スタッフ
- ④ 保育所事務補助スタッフ
- ⑤ 保育所看護師スタッフ

(2) 勤務条件

別紙、登録募集職種一覧参照

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員

4 欠格条項

地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者

5 雇入れ時健康診断

必要に応じて、雇入れ時に健康診断を受診していただきます。

6 その他

- (1) 提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。
- (2) 保育所保育士スタッフの任用にあたっては、児童福祉法第 18 条の 36 第 3 項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第 1 項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。
- (3) 本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

- ・犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者と判明した場合は、合格・採用を取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」については別紙参照条文をご参照ください。

7 申込・問合せ先

鶴見区こども家庭支援課 電話 045-510-1797

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)

(特定性犯罪に該当する条例で定める罪)

第二条 法第二条第七項第六号の政令で定める罪は、次に掲げる条例で定める罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとする。

(略)

二十八 神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号)

二十九 神奈川県迷惑行為防止条例(昭和38年神奈川県条例第26号)

(略)